

2021年（令和3年）12月22日

近畿本部 衛生工学部会 第37例会の御案内

近畿本部 衛生工学部会 部会長 助宮賢治

近畿本部 衛生工学部会 令和2年度第37回例会を下記要領で行います。ご参加頂きますよう御案内致します。興味をお持ちの知人・友人へ 声かけもお願いいたします。

— 記 —

1. 日時： 2021年（令和3年）2月20日（土） 14:00～15:00

2. 場所： ZOOMを使ったWEB会議方式

参加希望者には、開始日前日までにWEB会議のURLリンク情報を送付します

3. 参加費： 無料

4. 講演： 14:00～15:00

題目：意匠法改正が技術士に及ぼす影響

講師：石田 恒章 技術士

概要：令和元年5月に意匠法の改正が公布され、令和2年4月1日から画像・建築物・内装の意匠が保護対象に加わりました。画像や建築デザインが意匠登録できるようになったことで、技術士業務においても「意匠権の権利取得」と「他人の権利を侵害しないこと」により配慮する必要があります。本改正により想定される技術士への影響を説明するとともに、「意匠権の効果」「意匠権のリスク」「権利取得や登録意匠調査などにかかるコスト」などについての解説を行います。皆様のコンサルティング業務領域の拡大や設計・開発などのマネジメント業務の一助になれば幸いです。

略歴：大阪工業大学工学部建築学科を卒業後、某エンジニアリング会社に入社し、生産設備等の設計業務に従事。2012年より某メーカーにて環境対策設備の設計を担当し、2015年にプロジェクトマネージャーとして環境対策設備の開発に着手。2016年からは社内弁理士として知財管理を兼務し、特許権・意匠権・商標権などの権利化業務を担当。

2018年より日建設計コンストラクション・マネジメント（現職）にて建設プロジェクトのコンサルティング業務を担当。

資格：技術士（衛生工学部門）、弁理士、一級建築士、設備設計一級建築士、CASBEE 建築評価委員、認定コンストラクションマネージャー、認定ファシリティマネージャー

5. 参加申込：

参加申込は下記までお願いします。前回までのメールアドレスから変更しています。

メール送付先：kinki.eisei.pe@gmail.com（近畿本部 衛生工学部会アドレス）

件名に 【2月例会】 を付けてください

氏名、技術部門、およびメールアドレスを記載して下さい。

参加希望者多数の場合には募集を打ち切る場合があります。

6. 申込締切： 2021年2月17日（水）とします。

—以上—